



around the world

米連邦最高裁 中絶禁止へと舵を切る

慶應義塾大学教授 大林啓吾

六月二十四日、アメリカに激震が走った。連邦最高裁が妊娠一五週以降の中絶を原則禁止するミシシッピ州法を合憲とし（ド布斯判決）、二四週目まで

の中絶を原則認めてきたロー判決を覆したからである。最高裁は、「ロー判決は最初からはなはだしく誤っていた」と断じ、約半世紀にわたって維持されてきた中絶権を葬り去った。これに対してバイデン大統領はただちに声明を出し、「悲劇的な誤り」と最高裁を激しく非難した。

中絶問題は道徳的価値をめぐる文化闘争であるがゆえに、このように、お互い自らの信念こそが正義であるとなす傾向にある。この点、妊娠の周期に応じて中絶の可否を決めたロー判決は、ある意味で両者の妥協点を探ったものであったが、それが崩れたため、対立がいつそう激化することが予想される。

もつとも、この対立は今に始まったわけではなく、ロー判決が下された一九七三年当時から続くものである。実は、ロー判決が結果として保守派を

団結させ、それがレーガン政権の誕生につながったとみる向きもある。さらにキリスト教の教えも中絶反対と重なることで、保守派は宗教票を取り込むことも可能になった。

その結果、ロー判決以降も南部や中西部を中心とした保守州は中絶方法の規制や中絶クリニックの規制などさまざまな方法で中絶を制限しようとしてきた。そのたびに合憲性が争われてきた。それでもなおロー判決が維持されてきたのは、最高裁における保守とリベラルの微妙なバランスが堅持されていたからである。ところが、トランプ政権時に三人の保守系判事が送り込まれたことで均衡が崩れ、とうとうロー判決が覆されるに至ったわけである。

さて、今回のド布斯判決は中絶をめぐるデフォルトを転換した。これまで原則中絶可だったのを、原則中絶不可に変更したのである。これにより、い

いわゆるトリガーロー（ロー判決が倒伏されたと同時に自動的に中絶規制が効力を持つ州法）が効力を持ち、さらに今後は約半数の州が原則として中絶を禁止する見込みとなっている。

とはいえ、これで中絶問題が終わったわけではない。今度はリベラルが司法に対抗する側に回る。最高裁判決が出たにもかかわらず、バイデン大統領はドブス判決が最終的決定になるわけではないとして、連邦法によって中絶権を規定する姿勢を打ち出し、さらに中絶容認州における中絶アクセスを整備するための大統領命令を発している。このように、憲法解釈の最終的権威は司法にあるとする考え方（司法優越主義）に対し、三権が同等の権威を持つとする見解はデイパートメントリズムと呼ばれ、近時アメリカ憲法学において有力に提唱されている。

また、司法自体も引き続きこの問題

に向き合うことになる。ドブス判決は、人種分離政策を認めたブレッシー判決を覆したブラウン判決を引き合いに出し、リベラル派の金字塔ともいえる判決に言及することで、先例を覆すことの正当化をはかった。アメリカは判例法系の国であるものの、重要判決が覆されることは珍しくない。そうであ



ワシントン D.C. の連邦最高裁判所で抗議の声を上げる中絶容認派の人たち (AFP=時事)

るとすれば、ドブス判決もまた将来覆される可能性がある。

本判決後、すでに中絶規制に対する差止訴訟が各地で提起され、一部では差止が認められている。現在の最高裁の陣容を見る限り、今回の判決がすぐに変更される可能性は低いが、政治の動きも気になるところだ。ロー判決は、コートパッキング（判事定員の増員）プランの影響を受けて徐々にリベラル化した司法の遺産という側面があったことを踏まえると、今後は、政治部門による司法改革が試みられるかもしれない。バイデン大統領が設けた司法改革委員会の二〇二一年一二月の報告書は、その布石となる可能性もある。

ドブス判決は中絶問題に終止符を打ったわけではなく、飽くなき文化闘争の第二幕を開けたにすぎない。まずは一月の中間選挙のゆくえが注目される。